

## 一般選抜における校内順位の決定方式についての検討項目（例）

## 1 評定得点と学力検査得点の比率をどのように設定するか

<p><b>A</b> 現行どおり、Ⅱの評定得点、Ⅲの学力検査得点の係数を1.5とする。</p> <p>評定得点：学力検査得点</p> <p>Ⅰ 90：110 (45：55)</p> <p>Ⅱ 135：110 (55：45) 評定得点×1.5</p> <p>Ⅲ 90：165 (35：65) 学力検査得点×1.5</p>
<p><b>B</b> Ⅱ、Ⅲの係数を1.5から変更する。</p>
<p><b>C</b> 1.5以外の係数も加えてⅣ、Ⅴなどを設定し、選択肢を増やす。</p>
<p><b>D</b> 評定得点と学力検査得点の比率を各高等学校が一定の範囲内で任意に設定する。</p>

など

## 2 「1」の適用範囲をどのように設定するか

<p><b>A</b> 現行どおり「A」、「B」に区分した上で「B」のみに適用する。</p>
<p><b>B</b> 「A」、「B」の区分をなくし、受検生全体に適用する。</p>

など

## 一般選抜における学力検査と調査書の比率（令和2年度）

学検重視 (4)	東京都	学力検査と調査書の比率は、全日制7：3、ただし、芸術科・体育科は6：4とする
	滋賀県	学力検査と調査書の比率を7：3、6：4、5：5のうちから各学校が定める
	奈良県	学力検査と調査書の比率はおよそ250：135に限定
	大分県	学力検査と調査書の比率を7：3、6：4、5：5のうちから各学校が定める
同等 (22)	北海道	募集人員の70%程度は評定と学力検査の成績を同等に取り扱う。15%程度は調査書の内容を重視。15%程度は学力検査の成績重視
	秋田県	学力検査と調査書を同等に扱う
	福島県	学力検査と調査書の比率を原則として同等にする
	茨城県	募集人員の80%程度は学力検査と調査書の成績がそれぞれ上位の者を原則合格とする。残りは学力検査重視及び調査書重視で選抜を行う。
	千葉県	募集人員、または受検者数の80%以内は学力検査と調査書の成績がそれぞれ上位の者を入学許可候補者とする。残りは学力検査重視または調査書重視となるような算式を各高等学校が選択して選抜する
	富山県	学力検査と調査書を同等に扱う。ただし、学力検査、調査書のそれぞれ上位10%以内の者は、いずれか一方で判定できる
	山梨県	学力検査と調査書を同等に扱う
	長野県	募集人員の90%以内は評定と学力検査の成績がそれぞれ上位の者を合格とする。残りの選抜方法については学校ごとに定める。
	静岡県	募集人員の75%程度は評定と学力検査の成績を同等に取り扱う。10%程度は調査書の学習の記録以外の内容、面接結果を重視。15%程度は調査書、学力検査、面接の結果を総合的に審査
	三重県	募集人員の80%程度は調査書と学力検査の成績を同等に取り扱う。10%程度は調査書を重視。10%程度は各高等学校別に示す「特に重視する選抜資料等」を踏まえて審査
	京都府	学力検査と調査書を同等に扱う
	兵庫県	学力検査と調査書の比率を同等にする
	岡山県	学力検査と調査書を同等に扱う
	広島県	学力検査と調査書を同等に扱う、ただし、定員の20%以内で各校が比率を定めることができる
	山口県	学力検査と調査書を同等に扱う
	徳島県	学力検査と調査書を同等に扱う
	香川県	学力検査と調査書を同等に扱う
	高知県	配点を学力検査250点、調査書260点とする。傾斜配点する場合は別に定める
	福岡県	評定と学力検査の成績の序列がそれぞれ上位の者を入学予定者とする。
	長崎県	総合的に判断する。ただし、学力検査と調査書は同等に扱うことを基本とする
	熊本県	募集人員の中で学力検査と評定の順位がそれぞれ上位の者から合格者を決定する
	鹿児島県	配点はそれぞれ450点満点とする
学検重視 ～同等～ 評定重視 まで幅広 (13)	岩手県	調査書と学力検査・面接等の結果について5：5、3：7、7：3の比率を設定
	宮城県	評定と学力検査の比率は7：3、6：4、5：5、4：6、3：7に設定。この中から各校が定める
	山形県	評定と学力検査の比率は7：3、6：4、5：5、4：6、3：7に設定。この中から各校が定める
	栃木県	学力検査と調査書の比率は1：9～9：1の中から各学校が選択する
	埼玉県	第1次選抜では6：4～4：6の間に、第2次選抜では7：3～3：7で定めることができる
	新潟県	学力検査と調査書の比率を各学校ごとに3：7、4：6、5：5、6：4、7：3のいずれかに定める
	岐阜県	学力検査と調査書は7：3、6：4、5：5、4：6、3：7のうちから各高等学校長が定める
	愛知県	
	大阪府	学力検査と調査書は7：3、6：4、5：5、4：6、3：7のうちから各高等学校長が定める
	鳥取県	学力検査と調査書の比率は8：2～2：8の中から各学校が選択する
	島根県	学力検査と調査書の比率は20：80、30：70、40：60、50：50及び60：40の中から各学校が選択する
	愛媛県	学力検査、調査書、その他の資料の割合を幅広く規定
	沖縄県	学力検査と調査書の比率は5：5、高等学校長が必要と認める場合は6：4から4：6の範囲で定めることができる
学校裁量 (8)	青森県	各高等学校による
	群馬県	学力検査、調査書、面接の比率はそれぞれの和が10となるように、各校が定める（面接の実施は裁量）
	神奈川県	学力検査、調査書、面接の比率は、それぞれが2以上でその和が10となるように、各学校が定める
	石川県	各高等学校がそれぞれを十分考慮して審査する
	福井県	各高等学校が総合的に判断する
	和歌山県	学力検査、調査書の割合が30%以上で、面接等を含めた比率が100%となるように、各学校が定める。
	佐賀県	学力検査と調査書の比率を250：240、250：130など学校ごとに定める。
宮崎県	総合的に判断する	